

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減に係る所得判定基準を拡充するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

(第17条関係)

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数に乗ずる金額を27万円(現行は26.5万円)とする。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗ずる金額を49万円(現行は48万円)とする。
※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

3 施行期日等

- (1) 平成29年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割＋平等割）を軽減している。

$$〔 \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}} 〕$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円＋ <u>26.5万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者 ^(※) 数）以下
	改正案	33万円＋ <u>27万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	33万円＋ <u>48万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	33万円＋ <u>49万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 139万円以下 (給与収入 約224.3万円以下)	合計所得 225万円以下 (給与収入 約347.1万円以下)
改正案	合計所得 141万円以下 (給与収入 約227.1万円以下)	合計所得 229万円以下 (給与収入 約353.1万円以下)

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法</p>	<p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法</p>

改正案	現 行
<p>附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>270,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分</p>	<p>附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分</p>

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>490,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>480,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2～5 (省略)</p>

保 発 0222 第 1 号
平成 29 年 2 月 22 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 26 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

「平成 29 年度税制改正の大綱」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、5 割軽減及び 2 割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得を改正することとされた。

改正令は、市町村の国民健康保険の保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。）の一部を改正するもの。

第 2 改正の内容

- 1 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準の改正（国保令第 29 条の 7 第 5 項関係）
 - (1) 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 26 万 5 千円から 27 万円に改めること。
 - (2) 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 48 万円から 49 万に改めること。

2 特例対象被保険者等の属する世帯に係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額の特例の改正（国保令第29条の3第10項及び第29条の4の3第6項関係）

高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、上記1の改正に伴う所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正令は、平成29年4月1日から施行すること。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十六号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第二十九条の七第五項第一号中「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同項第三号ロ中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

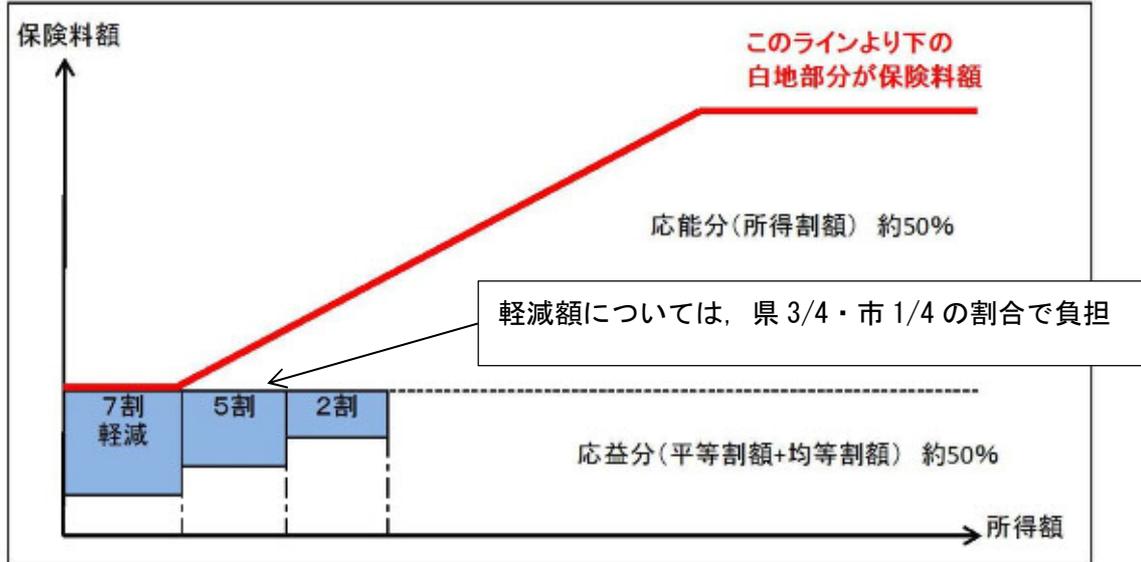
3 国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の第二十九条の七第五項の規定は、平成二十九年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

【参考資料】保険料軽減制度の概要

所得が低い世帯は、保険料のうち定額の応益分について世帯の所得に対する負担が過重になるため、これを緩和するために一定の所得以下の世帯について保険料を減額する制度（昭和38年創設）。現在は所得基準の段階により、応益分に対して7割、5割、2割を軽減する。



○軽減基準の算定方法：世帯主と国保加入世帯員の所得の合計

7割軽減→33万円以下

5割軽減→33万円+※世帯人数×(A)以下【※H25年度までは世帯主を除いた人数】

2割軽減→33万円+世帯人数×(B)以下

	～H25	H26	H27	H28	H29
(A)	24.5万円	24.5万円	26万円	26.5万円	27万円
(B)	35万円	45万円	47万円	48万円	49万円

○近年の軽減基準の見直しについて

平成26年度に消費税率の引き上げと一体となった社会保障の充実と安定化の一環として、軽減対象世帯の拡大が行われた。平成27年度以降は、毎年経済動向などを踏まえ5割、2割軽減について基準の見直しが行われている。

○芦屋市の軽減状況

7割軽減該当・・・国保加入世帯の約3割

5割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

2割軽減該当・・・国保加入世帯の約1割

○H28年度の基準

【夫婦と子ども2人の世帯（4人が国保加入）で給与収入のみの場合】

7割軽減該当・・・給与収入約98万円（所得33万円）以下

5割軽減該当・・・給与収入約224.3万円（所得139万円）以下

2割軽減該当・・・給与収入約347.1万円（所得225万円）以下